

# 社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員給与規程

令和2年3月17日制定

社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員給与規程（平成28年3月29日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項に定める正規職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた金額とする。

3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、役職手当、資格手当、業務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（給料）

第3条 給料は、給料表Ⅰ（別表1）又は給料表Ⅱ（別表2）に定めるところにより決定するものとし、給料表Ⅰは保育施設又は児童厚生施設に勤務する職員（以下「保育士等」という。）以外の職員に適用し、給料表Ⅱは保育士等に適用する。

（職務の級の決定）

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、級ごとの職務の区分は、給料表Ⅰ職務区分表（別表3）又は給料表Ⅱ職務区分表（別表4）に定めるところによる。

（給料月額決定）

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、初任給基準表（別表5）に定めるところにより決定するものとする。ただし、職歴等の経験年数を有し、初任給基準表による格付けが他の職員と不均衡を生ずる者については、会長が別に定める基準に基づいて決定する。

（昇格）

第6条 会長は、職員の経験、技能、適格性、勤務実績等を考慮し、昇格させようとする職務の級に適合すると認められる場合に限り、その者を1級上位の職務の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表（別表6）に定める昇格後の号給欄に定める号給とする。

（昇給）

第7条 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として決定する。
- 3 55 歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは「2 号給」とする。
- 4 毎年 4 月 1 日後に新たに職員となった者に関する第 1 項の規定の適用については、同項中「同日前 1 年間」とあるのは「新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間」とし、第 2 項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは「4 号給に新たに職員となった日から昇給日の前日までの月数を 12 月で除した数を乗じて得た数（小数点以下の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。）に相当する号給」とする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。  
(給料の減額)

第 8 条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき会長の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき第 23 条に定める勤務 1 時間当りの給料額（以下「勤務 1 時間当りの給料額」という。）を減額した給料を支給する。

- 2 前項の規定により給料を減額する場合において、減額すべき給料の額は、減額すべき事由の生じた給料の計算期間（以下「計算期間」という。）の分を翌月の給料から差し引くものとする。
- 3 第 1 項の規定による給料の減額は、その計算期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。  
(給料の支給)

第 9 条 給料は、毎月 1 日から末日までを計算期間とし、当月 21 日（その日が日曜日、土曜日又は休日になるときは順次繰り上げる。）に支給する。

- 2 新たに職員となった者及び昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が月の途中で休職若しくは出勤停止にされた場合、休職若しくは出勤停止の終了により職務に復帰した場合又は退職（死亡を除く。）した場合のその月の給料は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎とした日割り計算により支給する。
- 4 職員が月の途中（月の初日を含む。）で死亡した場合は、その月の給料全額を支給する。  
(扶養手当)

第 10 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者であると会長が承認した者をいう。
  - (1) 配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
  - (3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
  - (4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養手当の届出）

第 11 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員が次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合は、その職員は直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に該当する扶養親族が満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（扶養手当の支給）

第 12 条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前条第 1 号に掲げる事実が生じた場合はその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合にはそれぞれの者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届け出に係る者の全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員にさらに前条第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係る者の一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係る者のうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

3 扶養手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

(住居手当)

第13条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額

(住居手当の届出)

第14条 新たに前条第1項に定める要件を具備することとなった職員は、その要件を具備していることを証明する書類を添付して会長に届け出なければならない。住居手当を支給されている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合も同様とする。

(住居手当の支給)

第15条 住居手当の支給は、職員が新たに第13条第1項に定める要件を具備することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から開始し、職員が同項に定める要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終了する。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を改定すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の支給額を増額して改定する場合に準用する。

3 住居手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満の者を除く。）に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（その額

が 55,000 円を超えるときは、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額)

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 2,500 円以上 31,300 円までの範囲内で通勤のため自動車等を使用する職員に対する支給額 (別表 7) に定める区分に応じた額

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 1 か月の通勤に要する運賃等の額及び前号に定める額の合計額 (その額が 55,000 円を超えるときは、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額)

(通勤手当の届出)

第 17 条 新たに前条第 1 項に定める要件を具備することとなった職員は、その実情を会長に届け出なければならない。通勤手当を支給されている職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合も同様とする。

2 職員の住居地から勤務すべき事業場までの通勤距離は、適正と認める地図検索ソフトにより法人が計測するものとする。

(通勤手当の支給)

第 18 条 通勤手当の支給は、職員が新たに第 16 条第 1 項に定める要件を具備することとなった日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときはその日の属する月) から開始し、職員が退職した場合はその者が退職した日、職員が同項に定める要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日の属する月 (その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月) をもって終了する。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

2 通勤手当の支給を受けている職員にその月額を改定すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する翌月 (その日が月の初日であるときはその日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の支給額を増額して改定する場合に準用する。

3 通勤手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

(時間外勤務手当)

第 19 条 正規の勤務時間が割り振られた日に時間外勤務を命じられた職員には、その勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当りの給料額に 100 分の 125 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間 (以下「深夜」という。) である場合は 100 分の 150) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、1 か月の時間外労働が 60 時間を超えたときは、60 時間を超えた時間外労働については勤務 1 時間当りの給料額に 100 分の 150 (その勤務が深夜である場合は 100 分の 175) を乗じて得た額を支給する。

3 時間外勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(休日勤務手当)

第 20 条 休日に当たる日に勤務することを命じられた職員には、その勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給料額に 100 分の 135（その勤務が深夜である場合は 100 分の 160）乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 休日勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。  
（深夜勤務手当）

第 21 条 正規の勤務時間として、深夜に勤務する職員には、その勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給料額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

2 深夜勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。  
（勤務 1 時間当たりの給料額の算出）

第 22 条 勤務 1 時間当たりの給料額は、次により算出した額とする。

$$\text{勤務 1 時間当たりの給料額} = \text{給料月額} \times 12 \div (38.75 \times 52 - 7.75 \times 19)$$

（端数計算）

第 23 条 勤務 1 時間当たりの給料額及び第 19 条から第 21 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は深夜勤務手当の額を算定する場合及び給料の日割り計算を行うに当たって 1 日当たりの給料額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

2 第 8 条の規定により給料を減額する場合の基礎となる時間数及び第 19 条から第 21 条までに定める手当の基礎となる時間数を算定する場合において、当該給与期間の時間数に 30 分未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数が生じたときはこれを 1 時間に切り上げるものとする。

（役職手当）

第 24 条 給料Ⅰの適用を受ける職員のうち職務の級が 3 級以上で、かつ就業規則第 2 条第 1 項に定める総合職の者並びに給料表Ⅱの適用を受ける職員のうち職務の級が 5 級の者及び 4 級で職位が主任の者に対して、役職手当を支給する。

2 給料表Ⅰの適用を受ける職員の役職手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 5 級の者 月額 45,000 円

(2) 4 級の者 月額 30,000 円

(3) 3 級の者 月額 15,000 円

3 給料表Ⅱの適用を受ける職員の役職手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 5 級の者 月額 52,000 円

(2) 4 級で職位が主任の者 月額 5,000 円

4 支給区分の変更が生じた場合は、発令の日の属する月から変更後の役職手当を支給する。この場合、それまで属していた区分の役職手当は支給しない。

5 役職手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

（資格手当）

第 25 条 次の各号に掲げる資格を有し、その職務に就く職員に対して、当該各号に掲げる額を資格手当として支給する。

- (1) 社会福祉士 月額 7,000 円
- (2) 精神保健福祉士 月額 8,000 円
- (3) 介護福祉士（障がい福祉施設に勤務する者に限る。） 月額 5,000 円
- (4) 看護師又は保健師 月額 30,000 円
- (5) 管理栄養士 月額 5,000 円

2 資格手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

（処遇改善手当）

第 26 条 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、保育士等に保育士等処遇改善手当を支給する。

2 保育士等処遇改善手当の月額、保育士等処遇改善手当の支給割合及び支給額（別表 8）に定める基準により、職員の職務の級に応じて給料月額に 100 分の 5 以内の率を乗じて得た額と定額との合計額とする。

3 保育士等処遇改善手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

4 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、介護事業所に勤務する職員に介護職員処遇改善手当を支給することができる。

5 介護職員処遇改善手当の支給に関し必要な事項は、国の介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の処遇改善に係る制度の実施状況に応じて会長が別に定める。

（業務手当）

第 27 条 障がい福祉施設の利用者送迎バスの運転業務に従事する者に対して、運転業務手当として運転 1 回につき 500 円を支給する。

2 運転業務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。

（期末手当）

第 28 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の次の各号に掲げる日（これらの日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは順次繰り上げる。）に支給する。

- (1) 基準日 6 月 1 日 支給日 6 月 30 日
- (2) 基準日 12 月 1 日 支給日 12 月 10 日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、支給率（6 月に支給する場合には 100 分の 120、12 月に支給する場合には 100 分の 130）を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、会長は、法人の経営状況等を勘案して支給率を変更し、又は不支給若しくは一時差し止めすることがある。

- (1) 6 か月 100 分の 100
- (2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
- (3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60

(4) 3 か月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料、扶養手当及び処遇改善手当の月額合計額とする。

4 第 24 条に定める役職手当及び第 25 条に定める資格手当の支給を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、前項に定める合計額に、役職手当及び資格手当の支給額を加算した額を期末手当基礎額とする。

5 第 2 項に定める在職期間は、職員として在職した期間とし、その算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 就業規則第 14 条の規定により休職していた期間

(2) 社会福祉法人長井市社会福祉協議会育児・介護休業等に関する規程第 2 条から第 9 条までの規定により育児休業又は介護休業をしていた期間

(3) 就業規則第 40 条の規定（職務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により出勤しなかった期間から同第 35 条に定める休日を除いた日数が 30 日を超える場合は、当該 30 日を超えて勤務しなかった期間

(4) 就業規則第 66 条第 1 項第 3 号の規定により出勤を停止されていた期間

(5) 欠勤した日数

（勤勉手当）

第 29 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の次の各号に掲げる日（これらの日が日曜日、土曜日又は休日に当るときは順次繰り上げる。）に支給する。

(1) 基準日 6 月 1 日 支給日 6 月 30 日

(2) 基準日 12 月 1 日 支給日 12 月 10 日

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、支給率（100 分の 80）を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合及び第 6 項に定める勤務成績による割合を乗じて得た額とする。ただし、会長は、法人の経営状況等を勘案して支給率を変更し、又は不支給若しくは一時差し止めすることがある。

(1) 6 か月 100 分の 100

(2) 5 か月 15 日以上 6 か月未満 100 分の 95

(3) 5 か月以上 5 か月 15 日未満 100 分の 90

(4) 4 か月 15 日以上 5 か月未満 100 分の 80

(5) 4 か月以上 4 か月 15 日未満 100 分の 70

(6) 3 か月 15 日以上 4 か月未満 100 分の 60

(7) 3 か月以上 3 か月 15 日未満 100 分の 50

(8) 2 か月 15 日以上 2 か月未満 100 分の 40

(9) 2 か月以上 2 か月 15 日未満 100 分の 30

(10) 1 か月 15 日以上 2 か月未満 100 分の 20

(11) 1 か月以上 1 か月 15 日未満 100 分の 15

(12) 15 日以上 1 か月未満 100 分の 10

(13) 1 日以上 15 日未満 100 分の 5

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料及び処遇改善手当の月額合計額とする。

4 第 24 条に定める役職手当及び第 25 条に定める資格手当の支給を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、前項に定める合計額に、役職手当及び資格手当の支給額を加算した額を期末手当基礎額とする。

5 第 2 項に定める在職期間は、職員として在職した期間とし、その算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 就業規則第 14 条の規定により休職していた期間

(2) 社会福祉法人長井市社会福祉協議会育児・介護休業等に関する規程第 2 章及び第 3 条の規定により育児休業又は介護休業をしていた期間

(3) 就業規則第 40 条の規定（職務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により出勤しなかった期間から同第 35 条に定める休日を除いた日数が 30 日を超える場合は、当該 30 日を超えて勤務しなかった期間

(4) 就業規則第 66 条第 1 項第 3 号の規定により出勤を停止されていた期間

(5) 欠勤した日数

6 第 2 項の勤務成績による割合は、100 分の 50 以上 100 分の 150 以下の範囲とする。

（派遣職員）

第 30 条 長井市から派遣されている職員の給与については、職員派遣に関する取り決めの規定による。

（規程の改廃）

第 31 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

（委任）

第 32 条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行日の前から引き続き職員として勤務する者の給料月額については、第 5 条の規定にかかわらず、それぞれの履歴に基づいて会長が決定する。

3 この規程の施行により支給される給料月額が、この規程の施行日の前日に支給されていた給料の額に 100 分の 93 を乗じて得た額（以下「減額限度額」という。）を下回ることとなる職員に対する給料の額は、当該下回る期間、当該職員の号給又は給料月額にかかわらず、減額限度額を給料月額とする。

4 長井市社会福祉協議会保育施設及び指定訪問介護事業所等に勤務する職員の給与の支給に関する細則（平成 28 年 3 月 29 日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年6月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。
- 2 第26条第3項の規定にかかわらず、令和4年2月分及び3月分の処遇改善手当（臨時特例分に限る。）は、3月末日までに支給する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 給料表I

単位：円

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	153,500	192,800	223,100	250,900	272,700
2	154,500	194,400	224,300	252,600	274,600
3	155,500	195,800	225,600	254,000	276,500
4	156,500	197,200	226,900	255,700	278,300
5	157,400	198,600	228,200	257,300	280,000
6	158,400	200,100	229,700	258,800	281,800
7	159,400	201,600	230,900	260,500	283,800
8	160,300	203,100	232,200	262,200	285,500
9	161,300	204,600	233,500	264,000	287,400
10	162,500	206,000	234,700	265,600	289,200
11	163,600	207,500	236,100	267,500	291,100
12	164,600	209,000	237,300	269,100	292,900
13	165,800	210,100	238,500	270,900	294,800
14	167,100	211,600	239,800	272,600	296,400
15	168,300	213,000	240,900	274,400	298,300
16	169,800	214,500	242,100	275,900	300,000
17	170,800	216,000	243,300	277,700	301,900
18	172,100	217,300	244,700	279,300	303,500
19	173,400	218,700	246,200	281,100	305,400
20	174,600	220,000	247,600	282,700	307,000
21	175,900	221,300	249,100	284,400	308,700

22	178,200	222,800	250,500	286,000	310,400
23	180,500	224,200	251,900	287,800	312,200
24	182,800	225,500	253,400	289,500	313,900
25	185,100	226,600	254,900	291,100	315,300
26	186,600	227,800	256,600	292,800	316,800
27	188,000	229,100	258,000	294,700	318,500
28	189,400	230,100	259,600	296,300	320,000
29	190,800	231,100	261,000	298,000	321,500
30	192,300	232,200	262,500	299,600	323,000
31	193,800	233,100	264,200	301,500	324,700
32	195,300	234,100	265,500	303,200	326,100
33	196,600	235,100	267,000	304,500	327,700
34	197,900	236,200	268,500	306,100	329,200
35	199,200	237,200	270,000	307,800	330,600
36	200,400	238,200	271,500	309,500	332,100
37	201,500	239,100	272,800	311,200	333,200
38	202,500	240,300	274,200	312,700	334,200
39	203,600	241,400	275,600	314,500	335,500
40	204,600	242,800	277,200	316,000	336,600
41	205,700	243,800	278,600	317,700	337,600
42	206,900	244,800	280,100	319,200	338,400
43	207,900	246,100	281,500	320,600	339,300
44	209,000	247,100	282,800	322,300	340,200
45	209,900	248,100	284,300	323,500	340,800
46	211,100	249,300	285,700	324,800	341,700
47	212,100	250,400	287,200	326,000	342,400
48	213,200	251,400	288,600	327,200	343,100
49	214,200	252,600	289,500	328,700	343,800
50	215,000	253,500	290,900	329,300	344,500
51	215,800	254,500	292,100	330,300	345,200
52	216,700	255,500	293,600	331,100	345,800
53	217,800	256,400	294,900	332,000	346,400
54	218,600	257,300	296,200	332,900	347,000
55	219,300	258,300	297,700	333,600	347,600
56	220,100	259,500	298,900	334,500	348,200
57	220,700	260,300	300,100	335,300	348,700

58	221,400	261,100	301,200	335,900	349,200
59	222,200	262,000	302,200	336,500	349,700
60	222,900	263,000	303,200	337,100	350,300
61	223,500	264,000	303,900	337,400	350,600
62	224,400	264,800	304,600	337,900	351,200
63	225,000	265,400	305,200	338,600	351,800
64	225,900	266,400	305,800	339,200	352,400
65	226,400	267,000	306,500	339,400	352,700
66	227,000	267,700	306,800	340,000	353,200
67	227,900	268,300	307,500	340,600	353,700
68	228,700	269,000	308,100	341,200	354,200
69	229,300	269,900	308,700	341,400	354,500
70	230,000	270,500	309,300	342,100	355,000
71	230,500	271,100	309,900	342,700	355,500
72	231,100	271,700	310,500	343,200	355,900
73	231,700	272,400	311,000	343,400	356,100
74	232,400	272,800	311,500	343,900	356,400
75	233,000	273,200	311,900	344,500	356,700
76	233,600	273,600	312,400	345,100	357,000
77	234,300	273,700	312,600	345,500	357,200
78	234,900	274,000	313,000	345,900	357,400
79	235,500	274,200	313,300	346,400	357,600
80	236,100	274,500	313,700	346,800	357,800
81	236,800	274,700	314,200	347,200	358,000
82	237,400	274,900	314,600	347,700	358,300
83	238,000	275,200	315,000	348,100	358,500
84	238,700	275,400	315,400	348,300	358,700
85	239,100	275,600	315,600	348,700	359,000
86	239,700	275,800	315,900	349,200	359,200
87	240,300	276,000	316,300	349,500	359,400
88	241,000	276,300	316,600	349,800	359,600
89	241,500	276,600	316,800	350,100	359,800
90	241,900	276,900	317,200	350,500	360,000
91	242,200	277,100	317,700	350,800	360,200
92	242,700	277,400	318,000	351,100	360,400
93	242,900	277,500	318,200	351,300	360,600

94		277,700	318,500		
95		278,000	318,900		
96		278,300	319,200		
97		278,500	319,300		
98		278,700	319,700		
99		279,100	320,000		
100		279,400	320,200		
101		279,600	320,400		
102		279,900	320,700		
103		280,200	321,100		
104		280,400	321,400		
105		280,600	321,800		
106		280,800	322,100		
107		281,100	322,400		
108		281,300	322,700		
109		281,500	323,100		
110		281,800	323,400		
111		282,200	323,600		
112		282,400	323,900		
113		282,500	324,300		
114		282,700			
115		282,900			
116		283,300			
117		283,500			
118		283,700			
119		283,900			
120		284,100			
121		284,400			
122		284,600			
123		284,800			
124		285,000			
125		285,200			

別表 2 給料表Ⅱ

単位：円

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	144,300	167,500	187,600	206,000	221,000
2	144,900	168,500	188,300	207,000	222,200
3	145,600	169,300	189,100	207,900	223,400
4	146,200	170,300	189,800	209,000	224,400
5	146,800	171,000	190,700	209,900	225,400
6	147,300	171,900	191,500	210,800	226,600
7	147,900	172,800	192,300	211,900	227,700
8	148,600	173,800	193,000	212,900	228,800
9	149,100	174,700	193,800	213,900	229,900
10	149,900	175,500	194,600	215,000	231,000
11	150,600	176,500	195,400	216,000	232,100
12	151,300	177,400	196,100	217,000	233,200
13	152,000	178,100	196,900	218,100	234,300
14	152,800	178,900	197,700	219,100	235,300
15	153,600	179,800	198,400	220,200	236,400
16	154,500	180,800	199,100	221,100	237,500
17	155,200	181,600	199,800	222,200	238,500
18	155,900	182,400	200,700	223,200	239,600
19	156,800	183,100	201,600	224,200	240,600
20	157,500	184,000	202,500	225,200	241,500
21	158,300	184,800	203,300	226,200	242,600
22	159,700	185,600	204,100	227,100	243,600
23	161,100	186,400	205,100	228,200	244,600
24	162,400	187,300	205,900	229,300	245,800
25	163,800	188,000	206,900	230,200	246,500
26	164,700	188,700	207,900	231,300	247,500
27	165,500	189,500	208,800	232,400	248,400
28	166,400	190,100	209,700	233,300	249,400
29	167,200	190,900	210,600	234,300	250,300
30	168,100	191,400	211,600	235,300	251,200
31	169,100	192,000	212,500	236,400	252,200
32	170,000	192,600	213,300	237,400	253,100

33	170,700	193,100	214,100	238,100	254,100
34	171,600	193,800	215,200	239,200	254,900
35	172,300	194,500	216,000	240,100	255,700
36	173,100	195,000	217,000	241,200	256,700
37	173,800	195,500	217,700	242,200	257,400
38	174,500	196,200	218,600	243,100	258,000
39	175,200	196,900	219,400	244,200	258,800
40	175,900	197,700	220,300	245,100	259,500
41	176,600	198,400	221,200	246,100	260,200
42	177,200	199,100	222,100	247,100	260,600
43	178,000	199,800	223,000	247,900	261,200
44	178,600	200,500	223,700	249,000	261,800
45	179,200	201,100	224,600	249,700	262,200
46	180,000	201,800	225,500	250,500	262,700
47	180,600	202,500	226,400	251,200	263,200
48	181,300	203,000	227,200	252,000	263,700
49	181,900	203,700	227,800	252,900	264,100
50	182,400	204,200	228,600	253,300	264,600
51	182,900	205,000	229,400	253,900	265,000
52	183,400	205,700	230,200	254,300	265,400
53	184,100	206,100	231,000	254,800	265,700
54	184,600	206,700	231,800	255,400	266,200
55	185,100	207,300	232,700	255,900	266,600
56	185,500	208,100	233,400	256,500	267,000
57	186,000	208,600	234,200	257,000	267,200
58	186,500	209,000	234,800	257,400	267,500
59	186,900	209,600	235,500	257,700	267,800
60	187,400	210,200	236,100	258,100	268,200
61	187,800	210,700	236,400	258,300	268,400
62	188,400	211,300	236,900	258,600	268,700
63	188,700	211,700	237,300	259,000	269,100
64	189,200	212,200	237,700	259,400	269,400
65	189,500	212,600	238,100	259,600	269,700
66	189,900	213,100	238,300	260,000	270,000
67	190,400	213,500	238,800	260,400	270,300
68	190,900	213,900	239,200	260,700	270,500

69	191,300	214,400	239,600	260,900	270,700
70	191,600	214,900	239,900	261,300	271,000
71	191,900	215,300	240,300	261,700	271,300
72	192,400	215,600	240,700	262,000	271,600
73	192,800	216,100	241,000	262,200	271,800
74	193,200	216,400	241,200	262,400	271,900
75	193,500	216,600	241,500	262,900	272,100
76	193,900	216,900	241,800	263,200	272,300
77	194,400	217,000	242,100	263,500	272,500
78	194,800	217,100	242,400	263,800	272,700
79	195,100	217,200	242,600	264,000	273,000
80	195,500	217,400	242,900	264,300	273,200
81	195,900	217,500	243,100	264,600	273,300
82	196,400	217,600	243,400	264,900	273,500
83	196,700	217,800	243,700	265,200	273,600
84	197,100	218,100	244,000	265,400	273,700
85	197,400	218,300	244,200	265,500	273,800
86	197,800	218,500	244,400	265,800	274,000
87	198,200	218,700	244,600	266,000	274,200
88	198,600	218,800	244,800	266,300	274,300
89	198,900	219,000	245,000	266,500	274,400
90	199,200	219,200	245,300	266,800	274,600
91	199,400	219,400	245,700	267,000	274,800
92	199,700	219,600	245,900	267,100	274,900
93	199,900	219,700	246,000	267,300	275,000
94		219,800	246,100		
95		220,000	246,400		
96		220,200	246,600		
97		220,300	246,700		
98		220,400	247,000		
99		220,700	247,200		
100		220,900	247,400		
101		221,000	247,600		
102		221,200	247,700		
103		221,500	247,900		
104		221,700	248,100		

105		221, 800	248, 400		
106		221, 900	248, 600		
107		222, 100	248, 800		
108		222, 300	249, 100		
109		222, 400	249, 400		
110		222, 600	249, 500		
111		222, 900	249, 700		
112		223, 100	249, 900		
113		223, 200	250, 200		
114		223, 400			
115		223, 500			
116		223, 700			
117		223, 800			
118		223, 900			
119		224, 100			
120		224, 300			
121		224, 500			
122		224, 600			
123		224, 800			
124		225, 100			
125		225, 200			

別表 3 給料表 I 職務区分表

職務の級	職 務 の 名 称 等		
	事 務 局	障がい福祉施設	介 護 事 業 所
1 級	主事、その他の職の職務	職業指導員、生活支援員、調理員、事務員の職務	介護支援専門員、訪問介護員の職務
2 級	主任の職務	主任の職務	サービス提供責任者、主任の職務
3 級	専門員、係長の職務	専門員の職務	管理者の職務
4 級	補佐の職務	施設長の職務	
5 級	事務局長の職務		

別表 4 給料表 II 職務区分表

職務の級	職 務 の 名 称
1 級	保育士、児童厚生員、看護師、栄養士、調理師（員）の職務
2 級	分野別リーダーの職務
3 級	専門リーダーの職務
4 級	副主任、主任の職務
5 級	園長、館長の職務

別表 5 初任給基準表

学歴免許等	初 任 給
高 校 卒	1 級 5 号
短 大 卒	1 級 15 号
大 学 卒	1 級 25 号

別表6 昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	2	10
19	1	3	3	11
20	1	4	4	12
21	1	5	5	13
22	1	6	6	14
23	1	7	7	15
24	1	8	8	16
25	1	9	9	17
26	1	10	10	18
27	1	11	11	19
28	1	12	12	20
29	1	13	13	21
30	2	14	14	22
31	3	15	15	23
32	4	16	16	24
33	5	17	17	25

34	6	18	18	26
35	7	19	19	27
36	8	20	20	28
37	9	21	21	29
38	10	22	22	30
39	11	23	23	31
40	12	24	24	32
41	13	25	25	33
42	14	26	26	34
43	15	27	27	35
44	16	28	28	36
45	17	29	29	37
46	18	30	30	38
47	19	31	31	39
48	20	32	32	40
49	21	33	33	41
50	22	34	34	42
51	23	35	35	43
52	24	36	36	44
53	25	37	37	45
54	25	38	38	46
55	26	39	39	47
56	26	40	40	48
57	27	41	41	49
58	27	41	42	50
59	28	42	43	51
60	28	42	44	52
61	29	43	45	53
62	29	43	45	54
63	30	44	45	55
64	30	44	46	56
65	31	45	46	57
66	31	45	46	58
67	32	46	47	59
68	32	46	47	60
69	33	47	47	61
70	33	47	48	62

71	34	48	48	63
72	34	48	48	64
73	35	49	49	65
74	35	49	49	66
75	36	49	49	67
76	36	49	50	68
77	37	50	50	68
78	37	50	50	68
79	38	50	51	68
80	38	50	51	68
81	39	51	51	69
82	39	51	52	69
83	40	51	52	69
84	40	51	52	69
85	41	52	53	69
86	41	52	53	70
87	42	52	53	70
88	42	52	53	70
89	43	53	54	71
90	43	53	54	72
91	44	53	54	73
92	44	53	54	74
93	45	53	55	75
94		54	55	
95		54	55	
96		54	55	
97		54	55	
98		54	56	
99		55	56	
100		55	56	
101		55	56	
102		55	56	
103		55	57	
104		56	57	
105		56	57	
106		56	57	
107		56	57	

108		56	58	
109		56	58	
110		57	58	
111		57	58	
112		57	58	
113		57	58	
114		57		
115		57		
116		58		
117		58		
118		58		
119		58		
120		58		
121		58		
122		59		
123		59		
124		59		
125		59		

別表7 通勤のため自動車等を使用する職員に対する支給額

通 勤 距 離	月 額
2 k m未満	0 円
2 k m以上 4 k m未満	2,500 円
4 k m以上 6 k m未満	4,200 円
6 k m以上 8 k m未満	5,600 円
8 k m以上 10 k m未満	7,000 円
10 k m以上 12 k m未満	8,200 円
12 k m以上 14 k m未満	9,500 円
14 k m以上 16 k m未満	10,600 円
16 k m以上 18 k m未満	11,800 円
18 k m以上 20 k m未満	12,900 円
20 k m以上 22 k m未満	14,000 円
22 k m以上 24 k m未満	15,100 円
24 k m以上 26 k m未満	16,100 円
26 k m以上 28 k m未満	17,100 円
28 k m以上 30 k m未満	18,200 円

30 k m以上 32 k m未満	19,200 円
32 k m以上 34 k m未満	20,300 円
34 k m以上 36 k m未満	21,400 円
36 k m以上 38 k m未満	22,500 円
38 k m以上 40 k m未満	23,500 円
40 k m以上 45 k m未満	25,400 円
45 k m以上 50 k m未満	28,300 円
50 k m以上	31,300 円

別表 8 保育士等処遇改善手当の支給割合及び支給額

職務の級	加算Ⅰ分	加算Ⅱ分	臨時特例分
1 級	100 分の 5	—	100 分の 5
2 級	100 分の 3	15,000 円	100 分の 4
3 級	100 分の 2	25,000 円	100 分の 3
4 級	100 分の 1	40,000 円	100 分の 2
5 級	—	—	100 分の 2